

小室山観光リフト



2025年度

安全報告書（安全に関する取り組み状況と今後の計画）

東海自動車株式会社



1. 利用者のみなさまへ

日頃は、小室山観光リフトをご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊社グループは、路線バス事業を中核とした事業体であり、企業理念の中には「わたしたちは、お客さまの心に寄り添いながら、より安全・安心・快適なサービスを追求していきます。」を掲げており、安全が運輸事業に携わる会社として最も重要な責務であると考えております。これらを踏まえ、企業行動指針の中にも「運転業務などの業務の遂行にあたっては、最も安全と考えられる判断・行動を常にとり、基本動作の実行、確認の励行、連絡の徹底により、事故の防止に全力を尽くします。」と定め、役員をはじめ全従業員が安全の重要性を強く認識し、法令の遵守とともに安全輸送に向け、日々業務に取り組んでおります。

本報告書は、鉄道事業法第19条の四に基づき、弊社索道事業における輸送の安全確保に関する取り組みや安全の実態について自ら振り返るとともに、ご利用のみなさまに広くご理解いただくために公表するものです。みなさまからの声を輸送の安全に役立てたく、是非とも積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

2025年 6月
東海自動車株式会社
(小室山観光リフト)
取締役社長 三宅 裕 司

2. 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

「安全基本方針」を次のように掲げ、役員が強力なリーダーシップとコミットメントにより、従業員への周知徹底と安全管理体制の確立を図っております。

1. 一致協力して輸送の安全確保に努めます。
2. 輸送の安全に関する法令および関連する規程をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行いたします。
3. 常に安全に関する状況を理解するよう努めます。
4. 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、質疑ある時は最も安全と思われる取り扱いをいたします。
5. 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置に努めます。
6. 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保いたします。
7. 常に問題意識を持ち、必要な改革に取り組むよう努めます。

(2) 安全目標

索道輸送安全目標は次表のとおりです。2024年度につきまして、事故発生はございません。引き続き無事故に向けて取り組む所存です。

区 分	項 目	内 容
定量的な目標	設備不具合による事故	乗客の死亡を伴う事故を発生させない
	人身障害事故	事故を発生させない

3. 事故等の発生状況とその再発防止措置

(1) 索道運転事故（索道人身障害事故）

2024年度は、国土交通省への索道運転事故の報告はありませんでした。

(2) 災害

2024年度は、落雷の影響による機器不良のため、9月25日～9月27日まで運行停止しておりました。

(3) インシデント（事故の兆候）

2024年度は、国土交通省へのインシデントの発生報告はありませんでした。

(4) 行政指導等

2024年度は、行政指導等はありませんでした。

4. 輸送の安全確保のための取り組み

(1) 関係法令の遵守と安全意識の徹底

輸送の安全を確保するために遵守すべき事業運営の基本方針を徹底ならびに、前年度安全マネジメントの取り組み結果と今後の計画についても説明を行い、安全意識の向上を図りました。

(2) 安全会議の開催

①本社管理部門（事業部）と事業所における安全推進会議を年3回開催し、点検・検査業務の管理状況を再確認するとともに、安全管理体制上で潜在する危険要因の抽出・改善、良好なコミュニケーションを図るための情報共有・意見交換を実施し、安全マネジメントに対する意識の向上を図りました。

②事業所での安全推進事業所会議を年4回開催し、日常における安全輸送に関する情報交換、課題の抽出、イベント期間中における注意事項の確認、各種設備の状況確認を行い安全性の向上を図りました。

(3) 検査・点検業務

①始業点検②営業時の運行確認③1ヵ月検査④メーカーによる保守点検⑤1年検査⑥年末年始の輸送に関する安全総点検を「整備取扱細則」ならびに国土交通省中部運輸局の通達に基づき、厳正・忠実に実行しました。

(4) ヒヤリ・ハット制度

ヒヤリ・ハットの有無を毎日確認し、調査表の作成により索道係員の危険感受性を高めました。発生したヒヤリ・ハットについては、都度録画映像を保存し安全推進会議にて検証および事故防止策の策定を行い安全輸送の徹底を図りました。

(5) 従業員教育

①索道技術管理者研修

索道技術管理者が国土交通省中部運輸局主催の索道技術管理者研修会へ参加

しました。

②新人訓練

アルバイトを含めた新人係員がお客さまの安全を確保するため、知識の向上を図る教育訓練を実施しました。なお、2023年11月12日に発生した事故を受けて作成した「乗車・降車マニュアル」や「乗客への接し方マニュアル」等を用いて教育訓練を実施しました。

③緊急時対応訓練

本社管理部門立会いのもと、緊急事態発生を想定した救助訓練および情報伝達訓練を年2回以上実施し、緊急事態等発生時における措置について、索道係員が迅速かつ的確に対応できるよう役割の再確認を行いました。なお、うち1回は隣接する事業所スタッフを含めて実施しました。

④ロールプレイング

ヒヤリ・ハット事案をもとに索道係員の技術スキルの向上を図るため、ロールプレイング形式にて訓練実施しました。



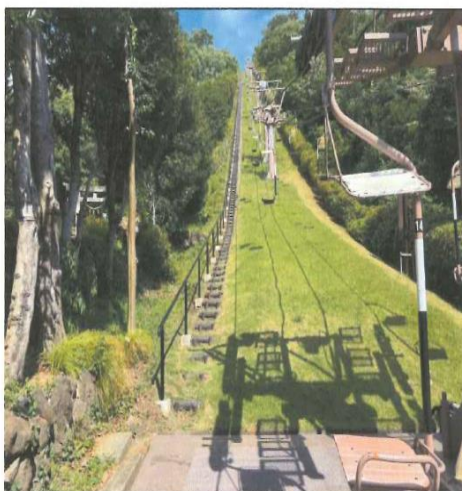
・救助訓練の様子



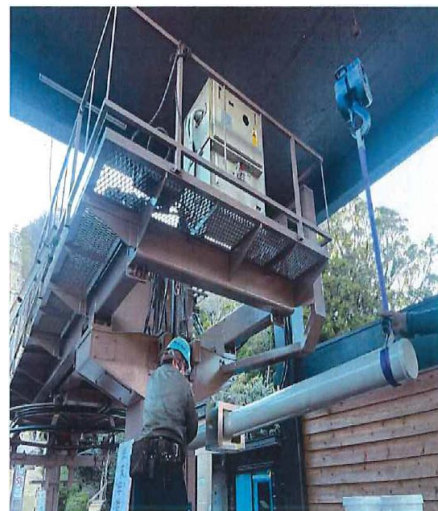
・実施後反省会の様子

(6) 安全のための投資と支出

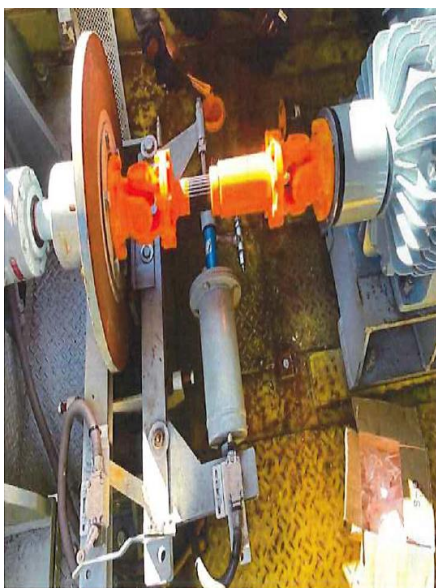
安全の維持・向上のため、設備改修工事の5ヵ年計画を策定し、計画に基づき改修工事等を実施しています。2024年度は避難用階段の手すり設置工事、油圧緊張シリンダー・ユニバーサルジョイント。モーターの更新を実施いたしました。



・避難用階段の手すり設置工事



・油圧緊張シリンダー更新



・ユニバーサルジョイント更新



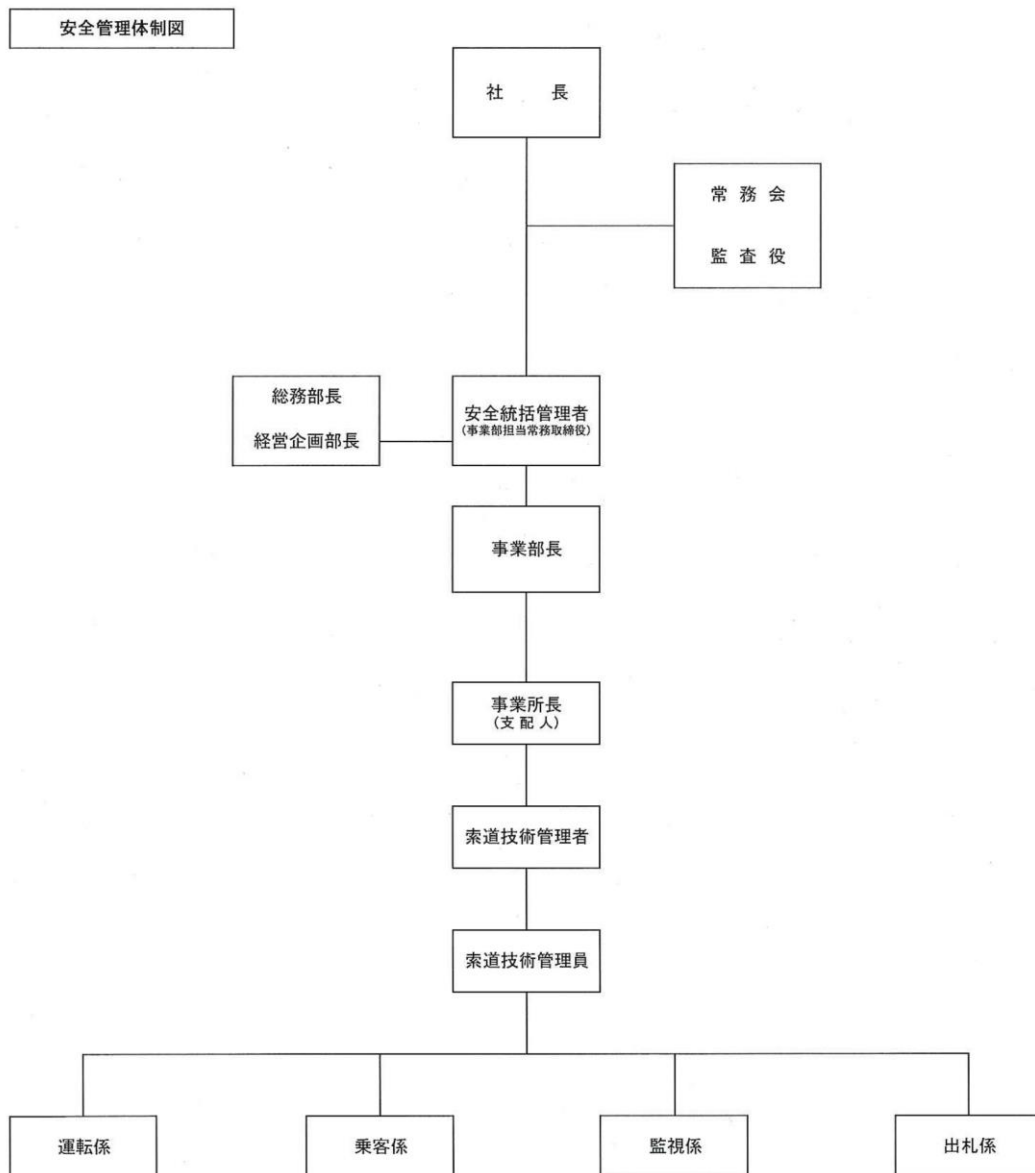
・モーター更新

(7) 内部監査

安全統括管理者および社内監査部門による内部監査を実施し、安全確保における取り組み状況のチェックにより、不足事項の指摘を受け、改善することでPDCAサイクルの実現を図りました。

5. 弊社の安全管理体制

社長をトップとする安全管理組織を次のとおり構築し、各責任者の責務を明確にしています。また、コンプライアンスマニュアルならびにリスク管理マニュアルを策定し、現場教育における活用やヒヤリ・ハット報告制度、内部監査制度を導入し、従業員の危険感受性を高めるなど、日々の業務に反映させております。



社 長	輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	索道事業の輸送の安全確保に関する業務を統括する。
総 務 部 長	輸送の安全に必要な人事に関する事項を統括する。
経 営 企 画 部 長	輸送の安全に必要な設備投資、財務に関する事項を統括する。 社内監査部門長として、索道事業の監査に関する事項を統括する。
事 業 部 長	安全統括管理者の指揮の下、索道事業の輸送に関する業務を行うとともに、安全統括管理者を補佐する。
事 業 所 長	安全統括管理者の指揮の下、事業所にて索道事業の輸送に関する業務を行うとともに、安全統括管理者を補佐する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行管理、索道施設の保守管理、その他の技術上および教育訓練等の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補佐する。

6. 安全統括管理者

鉄道事業法施行規則 第58条の6に規定する安全統括管理者は下記の者を選任しております。なお、安全統括管理者は同法58条の4に規定する要件を満たしております。

安全統括管理者 常務取締役（事業部担当） 山内 正夫

選任日 2013年6月20日

7. 2025年度の計画について

（1）関係法令の遵守と安全第一の意識の徹底

輸送の安全に関する法令および関連する規程の遵守と安全意識の徹底を図るため、社内研修および社内規則の見直しを行います。

（2）安全会議

①安全推進会議

本社管理部門による事業所への教育、安全マネジメントの浸透による意識の向上、安全管理体制上で潜在する危険要因の抽出・改善、情報意見交換等を行います。

②安全推進事業所会議

事業所による安全管理に関する情報交換、索道施設および安全管理体制の改善案等の意見集約等を行います。

（3）検査・点検業務

2024年度と同様に点検および検査を厳正、忠実に実行します。

（4）ヒヤリ・ハット制度

ヒヤリ・ハットの有無を毎日確認し、調査表の作成により索道係員の危険感受性を高め事故リスクの軽減を図ります。

(5) 索道係員の教育訓練

① 索道技術管理者研修

索道技術管理者を索道技術管理者研修会（中部運輸局主催）に参加させ、技術および業務知識の向上を図ります。

② 新人訓練

アルバイトを含めた新人係員がお客さまの安全を確保するため、知識の向上を図る教育訓練を実施します。

③ 緊急時対応訓練

本社管理部門立会いのもと、緊急事態発生を想定した救助訓練および情報伝達訓練を年2回以上実施し、緊急事態等発生時における措置について、索道係員が迅速かつ的確に対応できるよう役割の再確認を行います。なお、うち1回は隣接する事業所スタッフを含めて実施します。

④ ロールプレイング

ヒヤリ・ハット事案をもとに索道係員の技術スキルの向上を図るため、ロールプレイング形式にて訓練実施します。

(6) 緊急時対応訓練

本社管理部門立会いのもと、索道係員および隣接する事業所スタッフによる緊急事態発生を想定した救助訓練および情報伝達訓練をそれぞれ年1回以上実施します。また、緊急事態発生時における措置系統について、索道係員が迅速かつ的確に対応できるよう、役割の再確認を行います。

(7) 安全のための設備投資

設備の保全と輸送の安全に支障が生じないよう、2024年度策定した5ヵ年整備計画の見直しを行います。なお、2025年度においては、次の設備改修工事を行います。

工 事 名	実 施 予 定
2～9号柱索受整備工事	2025年7月

(8) 内部監査

安全統括管理者および本社監査部門による内部監査を実施し、安全確保における取り組み状況のチェックにより不足事項の指摘を受け、改善することでPDCAサイクルの実現を図ります。

8. 利用者のみなさまへのお願い

弊社では、輸送の安全を確保すべく、さまざまな取り組みを行っておりますが、安全でより快適なサービスを提供させていただくため、みなさまからの忌憚のないご意見をお寄せください。お寄せいただいた声を真摯に受け止め、今後の事業運営に役立ててまいります。また、安全性の向上を図るためには、みなさまのご協力が必要となります。リフトご利用の際には、次の事項にご注意ください。

- ①乗り方に慣れていないお客さまは、索道係員にその旨をお申し出ください。
- ②お身体に不安のある方は索道係員の判断により乗車をお断りすることがあります。
- ③小学生未満のお子さまは1人での乗車はできません。保護者の方と同乗してください。
- ④乗車中は、リフトから飛び降りたりリフトを揺らさないでください。
- ⑤乗車中落とし物をした際は、飛び降りず降車時に係員へお申し出ください。
- ⑥衣類・携帯品・髪の毛などが、リフトに巻き付かないように注意してください。
- ⑦改札後は係員の指示に従ってください。

9. ご連絡先

安全報告書へのご感想、弊社の安全への取り組みに対するご意見をお寄せください。

〒414-8511 静岡県伊東市渚町 2-28 東海自動車株式会社 事業部

T E L 0557-36-1122 F A X 0557-36-2600 E-mail info@izu-station.com